

五木村建設物等木材利用促進基本方針(旧:五木村公共施設・公共工事木材利用推進基本方針)

新	旧
<p data-bbox="376 215 875 247" style="text-align: center;">五木村建設物等木材利用促進基本方針</p> <p data-bbox="136 284 1115 411">本村は、川辺川ダム建設計画に翻弄され続け、水没予定地から代替地への移転を余儀なくされたことを機に、平成14年から頭地代替地に公共施設の移転を開始し、役場・診療所・小中学校や道の駅等の建築については、積極的な木材の利用に取り組んできた。</p> <p data-bbox="136 416 1115 639">また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)の施行を受け「熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針(平成23年2月23日策定)」に即して、村が直接又は村内各種団体への補助等により実施する公共施設・公共工事(以下「村等工事」という。)において木材の利用を一層促進し、民間事業者や村民まで波及させることを目的として、法第9条に基づく「五木村公共施設・公共工事木材利用推進基本方針」を定めるところ。</p> <p data-bbox="136 644 1115 740">このような中、令和3年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、基本方針等の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたことを受け、一般建築物等への更なる普及を目的として改正を行うもの</p> <p data-bbox="136 777 972 809">第1 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的事項</p> <p data-bbox="159 813 573 845">1 木材の利用を促進すべき対象</p> <p data-bbox="174 861 1077 893">イ 村等工事以外で、五木村内において民間事業者等が整備する建築物</p> <p data-bbox="174 909 819 941">ウ 民間事業者が行う観光施設・物産館等の建築物</p> <p data-bbox="174 946 539 978">エ 公共工事で設置する施設</p> <p data-bbox="174 983 647 1015">オ 一般住宅の新・改築に係る建築物</p> <p data-bbox="152 1019 537 1051">2 木造計画・設計基準の活用</p> <p data-bbox="136 1056 1115 1120">イ 一般建築物や民間が整備する公共性の高い建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。</p> <p data-bbox="152 1152 927 1184">第3 建築物等における木材の利用の促進に関する推進体制</p> <p data-bbox="174 1189 338 1220">1 推進体制</p> <p data-bbox="136 1225 1115 1321">建築物等における木材の積極的な利用を促進するため、庁内に組織する「五木村再建対策本部会議」において、計画または実施する事業等について球磨産材の利用促進が図られるよう推進する。</p> <p data-bbox="174 1326 425 1358">2 木材利用の普及</p> <p data-bbox="136 1362 1115 1426">建築物等の管理者は、村内外の来訪者に、木材の特性、意義、その他設計基準等について普及に努める。</p>	<p data-bbox="1290 215 1928 247" style="text-align: center;">五木村公共施設・公共工事木材利用推進基本方針</p> <p data-bbox="1122 284 2101 411">本村は、川辺川ダム建設計画に翻弄され続け、水没予定地から代替地へ移転を余儀なくされ、平成14年から頭地代替地に公共施設の移転を開始し、役場・診療所・小中学校や道の駅等の公共施設の建築については、積極的な木材の利用に取り組んできた。</p> <p data-bbox="1122 416 2101 639">このような中、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)が施行されたことから、「熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針(平成23年2月23日策定)」に即して、村が直接又は村内各種団体への補助等により実施する公共施設・公共工事(以下「村等工事」という。)において木材の利用を一層促進し、この取り組みを村内の民間事業者や、さらには村民まで波及させることを目的として、法第9条に基づく「五木村公共施設・公共工事木材利用推進基本方針」を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1122 676 1218 708">(追加)</p> <p data-bbox="1122 777 2033 809">第1 公共建築物等における木材の利用の促進を図るための基本的事項</p> <p data-bbox="1144 813 1554 845">1 木材の利用を促進すべき対象</p> <p data-bbox="1122 850 2101 914">イ 村等工事以外で、五木村内において民間事業者等が整備するアに準ずる建築物</p> <p data-bbox="1160 919 1805 951">ウ 民間事業者が行う観光施設・物産館等の建築物</p> <p data-bbox="1160 956 1523 987">エ 公共工事で設置する施設</p> <p data-bbox="1137 1024 1523 1056">2 木造計画・設計基準の活用</p> <p data-bbox="1122 1061 2101 1125">イ 民間が整備する公共性の高い建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。</p> <p data-bbox="1137 1157 1971 1189">第3 公共建築物等における木材の利用の促進に関する推進体制</p> <p data-bbox="1160 1193 1321 1225">1 推進体制</p> <p data-bbox="1122 1230 2101 1326">公共建築物等における木材の積極的な利用を促進するため、庁内に組織する「五木村再建対策本部会議」において、計画または実施する事業等について球磨産材の利用促進が図られるよう推進する。</p> <p data-bbox="1160 1331 1408 1362">2 木材利用の普及</p> <p data-bbox="1122 1367 2101 1431">公共建築物等の管理者は、村内外の来訪者に、木材の特性、意義について普及に努める。</p>